

7 環境影響評価の項目

7 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目である。

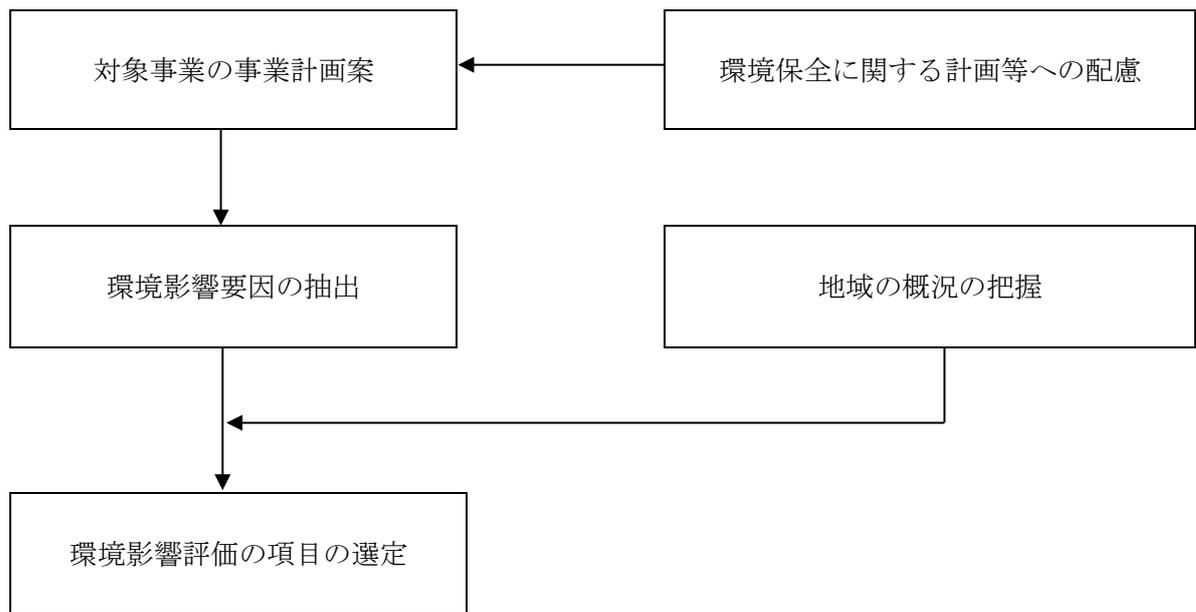


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

7 環境影響評価の項目

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響評価の項目	大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
	環境影響要因																	
工事の施行中	施設の建設等					○											○	
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○		○														
工事の完了後	施設が存在													○				
	施設の稼働		○	注2) ○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 低周波音を含む。

7.1.2 選定した理由

7.1.2.1 大気汚染

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

予測・評価項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。ただし、浮遊粒子状物質は一次粒子を対象とする。

微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、ごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

予測・評価項目は、ごみ収集車両等の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。ただし、浮遊粒子状物質は一次粒子を対象とする。

新施設の稼働において、第二プラントと同様に破砕機内部へ蒸気を吹込むための蒸気発生ボイラを使用する計画である。ボイラ燃料は、第二プラントでは灯油を使用しているが、新施設では環境に配慮し、都市ガスを採用する。また、発生する汚染物質排出量(排出ガス量×排出濃度)は清掃一組の清掃工場と比較しても1%程度と極めて少なく、周囲に及ぼす影響は小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

二酸化硫黄、一酸化炭素及びダイオキシン類については、「環境基本法」(平成5年法律第91号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく環境基準が設定されているが、計画地の周辺地域における大気汚染常時測定局の測定結果は十分に低く、環境基準を達成していること、新施設の稼働において、それらの大気汚染物質は発生しないことから、予測・評価項目として選定しない。

微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

水銀については、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」について(通知)」(平成15年9月30日付け環管総発030930004)により指針値が設定されているが、計画地の周辺地域における大気汚染常時測定局の測定結果は十分に低く、指針値を達成していること、新施設の稼働において、水銀は発生しないことから、予測・評価項目として選定しない。

7 環境影響評価の項目

7.1.2.2 悪臭

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、悪臭を発生させるような資材や建設機械は使用しないことから予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

新施設は、不燃・粗大ごみの処理施設であり、生ごみ等の腐敗臭を発生する施設ではない。しかし、不燃・粗大ごみの処理過程において、発生した臭気がプラント各所から漏れる可能性があることから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.3 騒音・振動

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている建設機械であり、通常問題になることはないと考えことから予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

また、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、周辺に影響の可能性が考えられることから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.4 土壌汚染

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、施設の建設により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出する。よって、土壌の取扱いに慎重を期するため、予測・評価項目として選定する。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、土壌汚染を発生させるような物質は取り扱わない。また、表土を掘削することはない。また、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流する。

以上のことから、工事の完了後については、本事業による土壌汚染への影響はないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.1.2.5 景観

工事の完了後において、施設が存在により、計画地及びその周辺地域の眺望景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.6 廃棄物

(1) 工事の施行中

工事の施行中において、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目として選定する。

(2) 工事の完了後

工事の完了後において、施設の稼働に伴い、鉄、アルミ、不燃物、可燃物、脱水汚泥等が発生することから予測・評価項目として選定する。

7.1.2.7 温室効果ガス

工事の完了後において、施設の稼働に伴う二酸化炭素の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目として選定する。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の10項目であり、選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて予測・評価項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

7.2.2.1 水質汚濁

(1) 工事の施行中

既存建築物等の解体工事及び計画建築物等の建設工事において発生する排水は、仮設の汚染処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、下水道へ排水する。

また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、下水道へ排出する。

以上のことから、工事の施行中、水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

なお、今後行われる土壌汚染の調査により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

(2) 工事の完了後

新施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿、生物処理、砂ろ過方式等により、BOD、SS及び重金属類を下水道排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

新施設の構内道路等に降った雨水については、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等として利用するが、余剰分は雨水流出抑制槽に貯留した後、公共用水域に放流する。また、雨水排水は、工事の完了後に測定を行い、水質を確認する計画である。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.2 地盤

(1) 工事の施行中

計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削するが、遮水性の高い山留め壁(SMW)の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留め壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、山留め壁(SMW)は崩壊を防ぐため、腹起しに切梁^{ぼり}を取り付けることから、掘削工事に伴う地盤の変形は小さいと考えられる。

以上のことから、工事の施行中、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

地下構造物の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考えられる。

以上のことから、工事の完了後、本事業による地盤への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.3 地形・地質

計画地は埋立地に位置し、学術上又は景観上特に配慮しなければならない特異な地形・地質は存在しない。

また、大規模な掘削等、土地の安定性に影響を及ぼすような地形の改変を行わない。

以上のことから、本事業による地形・地質への影響はないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.4 水循環

(1) 工事の施行中

地盤の項に示すとおり、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。掘削工事を実施する際は、不圧地下水の帯水層と考えられる埋土層を掘削するが、遮水性の高い山留め壁(SMW)の先端を難透水層まで根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制することから、山留め壁周辺の地下水の水位及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、地下水のくみ上げを行う計画はない。

以上のことから、工事の施行中、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

地盤の項に示すとおり、地下構造物の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画地は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表面から供給される。このため、地下構造物の存在に伴う不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、周辺の地下水の水位の変化及び周辺の流況に与える影響は小さいと考えられる。

また、現況よりも多くの緑地を確保することで、土壌の保水性を高めるほか、雨水流出抑制槽を設置し、雨量のピーク時と排出をずらす計画である。

以上のことから、工事の完了後、本事業による水循環への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.5 生物・生態系

(1) 工事の施行中

計画地は埋立地に位置し、既に中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設として利用されているが、その大部分が「工場地帯」及び「造成地」であり、生物の生息に適した環境は少ない。

また、「東京臨海部における自然環境調査報告書」（平成25年9月、東京都環境局）及び「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書(海の森クロスカントリーコース）」（平成29年3月、東京都）によると、計画地周辺である中央防波堤外側埋立地の開放水面や海の森公園内の樹木を主な餌場や休息地として利用している鳥類のほか、広範囲を餌場として利用し、上空を飛翔^{しょう}する猛禽類^{きん}が確認されたとの記録はあるが、それらの繁殖が確認されたという記録はない。

くわえて、本事業は、既存施設（整備範囲）の整備であり、現在の生息環境を直接改変することではなく、また、工事の施行中は、建設機械の稼働に伴う排出ガス、騒音等の影響が、計画地の近傍に限られる。このことから、鳥類への影響はほとんどないと考えられる。

以上のことから、工事の施行中、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 工事の完了後

計画地は、現在、中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破砕処理施設として利用されている。工事の完了後において、最高高さが地上約28mの建築物が存在することになるが、計画地周辺には同程度の建築物が既に存在していることから、施設の存在による鳥類への影響はほとんどないと考えられる。

以上のことから、工事の完了後、本事業による生物・生態系への影響は少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.6 日影

計画地は埋立地に位置し、周辺地域に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影規制指定区域はない。

参考として、仮に準工業地域の日影規制で既存施設（整備範囲）の日影線を検討した場合、最高高さは約24mであり、冬至日の2.5時間及び4時間日影線は、仮想の規制範囲を超えていない。また、計画地周辺には保育園、病院等の日影が生じることによる影響を特に配慮すべき施設は存在しない。

今回の計画建築物の最高高さは約28mであり、既存施設（整備範囲）の最高高さより4m程度高くなるが、冬至日の2.5時間及び4時間日影線は既存施設（整備範囲）と同様に仮想の規制範囲を超えない計画としている。

以上のことから、本事業により生じる日影が周囲に与える影響は小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.7 電波障害

計画建築物の最高高さは地上約28mであり、電波障害が及ぶ範囲は計画地の近傍に限られ、周辺地域に電波障害を及ぼすおそれはないことから、予測・評価項目として選定しない。

なお、本事業に起因して新たな電波障害が生じた場合は、事業者の責任において適切な障害対策を講じる。

7.2.2.8 風環境

計画建築物の最高高さは地上約28mであり、風環境に影響を及ぼすとされる60mを超える建築物ではない。また、計画地周辺の建築物の平均高さより5～6倍以上高い建築物でもないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼすような風圧、風速の変化は小さいと考える。

以上のことから、本事業による風環境への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しない。

7.2.2.9 史跡・文化財

計画地は埋立地に位置し、法令等により指定・登録された文化財及び埋蔵文化財包蔵地は確認されていないことから予測・評価項目として選定しない。

ただし、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）等に基づき適正な措置を講じる。

7.2.2.10 自然との触れ合い活動の場

計画地の周辺には海の森公園及び海の森水上競技場が存在する。本事業は計画地内においてのみ新施設の整備を行うものであり、本事業の実施により触れ合い活動の場及びその機能に与える影響は少ないと考える。

また、海の森公園及び海の森水上競技場の交通アクセスとしては、中央防波堤内側埋立地の東方面にバス停を設置し、東京レポート駅及び新木場駅からの都営バス路線が検討されている。これらのアクセスルートは、本事業の工事用車両、ごみ搬入車両、資源・ごみ搬出車両（以下「工事用車両等」という。）の走行ルートと一部重複するが、工事用車両等は臨海道路南北線や東京港臨海道

7 環境影響評価の項目

路などのルートを実行可能な範囲で選択し、重複を避けるよう配慮するため、利用経路への影響を回避・低減できると考える。

さらに、海の森水上競技場のレクリエーションは、臨港道路南北線から約400m東側にイベント広場や駐車場を整備した多目的エリアで行う予定であり、レクリエーション利用者の走行動線が本事業の工事用車両等の走行ルートと交差することは考えにくいため、レクリエーション利用に影響することはないと考える。

以上のことから、本事業による自然との触れ合い活動への影響は少ないと考えるため、予測・評価項目として選定しない。